

## サイモントン療法認定セラピスト 認定登録要綱

サイモントン療法認定セラピスト《認定トレーナー、認定スーパーバイザー、認定カウンセラーの総称》の登録手続きに係る、I. 登録手続き、II. 認定継続要件、III. 認定者の権限、につきましてご案内申し上げます。

### I. 登録手続き

下記書類をオンライン登録フォームからご提出いただくとともに、登録料並びに年会費をお支払いいただきます。

オンライン登録フォーム： <https://forms.gle/frTNVUuqZYFJqSDz9>



オンライン登録フォーム QR コード：

#### 1. 提出書類 オンライン登録

- ① 公開情報登録用紙：1部  
協会が定める認定者公開情報登録用紙に、ホームページなどで公開可能な、所属先並びにカウンセリング提供機関の連絡先を記入してください。
- ② 履歴書  
受験書類として予め提出されているものに変更がない場合はそのまま協会にて保管しますので、あらためての提出は不要です。受験期間中に変更があった場合、変更の連絡とともに、更新情報を提出してください。
- ③ 振込先口座  
立替え経費、報酬の振込先となる口座をお知らせください。
- ④ マイナンバー  
マイナンバーカードまたは、通知カードと身分証のコピーをご提出ください。

※提出いただいた公開情報以外の個人情報は事務局にて適切に管理し、法令による開示を求められた場合を除き、ご本人の同意なしに第三者に対して開示・提供されることはありません。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

#### 2. 誓約書 オンライン登録

別添ご確認のうえ、オンライン登録フォームからご同意ください。

3. 認定登録料 \*支払い方法については 項目6を参照  
初回登録時のみ 30,000円

(認定カウンセラーの初回登録時のみで、認定レベル更新の際は、かかりません)

4. 年会費 \*支払い方法については 項目6を参照  
正会員一口 5,000円
5. 認定料 \*支払い方法については 項目6を参照  
認定カウンセラー 10,000円/年  
認定スーパーバイザー 25,000円/年  
認定トレーナー 45,000円/年

## 6. 登録料・年会費・認定料の支払い方法

- ① 年会費・認定料請求の内訳 \*年会費・認定料の合算を「会費」と称します。
- A) 新たにカウンセラー認定を取得された方の初年度は、取得の翌月から起算した会費(年会費+認定料)の月割り額を合算し、認定登録料と合わせて事務局より請求されます。翌年以降は毎年1月に、請求システム「会費ペイ」にて、お支払いをしていただきます。
- B) 上位資格の認定を取得された場合は、取得の翌月から起算した当該年度認定料の差額の月割り額を合算し、会費ペイにて納めていただきます。翌年1月から、請求システム「会費ペイ」の支払いコースが上位資格コースへ変更となります。
- C) 認定トレーナーにおかれても、会費を毎年1月に「会費ペイ」にて支払いをしていただき、ロイヤリティー(セミナー等参加費の10%又は15,000円のうち、高額の方)について、認定料額を超えた時点から発生するものとします。
- ② 年会費・認定料支払いの流れ
- 原則A)の会費支払いシステム「会費ペイ」へのご登録によりお支払いください。  
万一、会費ペイによる支払いが不可能な場合、B)の振込による支払いで構いません。
- A) **会費ペイ登録** 事務局より「会費ペイ」へのご案内メールをお送りしますので、ガイドに従い支払方法をご登録ください(クレジットカード支払又は口座振替をお選びいただけます)。翌年以降は自動引き落としとなります。  
※経費削減のために会費ペイでのご登録のご協力をよろしくお願いいたします
- B) **振込払(会費ペイが使用できない方)**  
事務局より請求書をお送りしますので下記口座にお振込みください。  
振込先口座 三菱UFJ銀行 茗荷谷(みょうがたに)出張所  
普通 口座番号 3780374  
トクヒ)サイモントンリョウホウキョウカイ

## II. 認定継続要件

1. クオリティーコントロールの為、認定取得から3年を1クールとし、期間中に原則として最低1回、レギュラープログラムへ全日参加をすること。諸事情により不可能な場合は、次のいずれかの提出をもって、この項を満たすことができるものとします。
- ① 期間中に行った個人カウンセリングのケースレポート3例  
② 関連する学会活動・講演会・ミニセミナー等の活動報告  
③ 論文発表等の記録

- ④ 協会発行のメルマガへ寄稿 別紙「メールマガジン配信について」を参照
2. 年間活動報告 毎年1月中に前年(1月~12月)の活動を報告すること。  
報告はグーグルフォームの活動報告を使用(年度末に事務局より案内を送付します)。

### III. 認定者の権限

認定セラピストは、それぞれの認定レベルに応じて活動権限が異なります。

#### 1. 認定カウンセラー

サイモントン療法の名称を使って個人カウンセリング、講演を行うことができる。グループワーク、ミニセミナーを行うことはできない。自分自身が所属する医療機関などで医療従事者・その他を対象としたグループワーク、また学会発表等を行う場合には、事前に開催の場所、内容などをサイボウズにて申請し、許可を得ること。

#### 2. 認定スーパーバイザー

サイモントン療法の名称を使って、個人カウンセリング、講演、医療従事者・その他のグループワークを行うことができる。ミニセミナー、患者を対象としたグループワークを行うことはできない。自分自身が所属する医療機関などで、患者を対象としたグループワーク、また学会発表等を行う場合には、事前に開催の場所、内容などをサイボウズにて申請し、許可を得ること。

#### 3. 認定トレーナー

サイモントン療法の名称を使って、個人カウンセリング、講演、グループワーク、患者・医療従事者・その他を対象としたセミナーを開催することができる。事前に開催の場所、内容などをサイボウズにて申請すること。

\*セミナーほかイベントの開催につきましては、必ず協会関係者グループウェア「サイボウズ」の『イベント開催申請』にて申請し、開催許可を得てください。

### IV. 資格返上・退会について

1. 認定資格の返上を希望される場合、その由を文面にて事務局宛ご連絡ください。
2. 退会の場合、代表理事宛に退会届を提出してください。
3. 退会時、会費は残存日数にかかわらず、退会日から次期更新時分までの会費を完納すること。

特定非営利活動法人サイモントン療法協会

[事務局] 〒104-0061 東京都中央区銀座8丁目18-1 銀座木挽町ビル7F

<http://www.simontonjapan.com> [info@simontonjapan.com](mailto:info@simontonjapan.com)

TEL : 03-3541-8530 FAX : 03-3248-8821